

## 第2章 業務概要

### 1. 総務・企画業務関係

#### (1) 地域公共交通活性化の取組み

人口減少や少子高齢化の急激な進行により、地域の足を支える公共交通を取り巻く環境が年々厳しさを増しており、特に地方部においては、輸送サービスの担い手がいなくなり、これまでの公共交通ネットワークの存続そのものが危機に面している。加えて新型コロナウイルス感染拡大により公共交通の利用者が激減したことはこの状況をさらに悪化させた。この高齢化・少子化社会において、人々の暮らしや地域の活力を維持するためには、地域のまちづくりや観光などと連携しつつ、地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題である。



コミュニティバス（志賀町）

当支局では、各地域に設置されている協議会に参画し、幅広く関係者が連携して地域の現状やニーズの把握・課題等の整理を行った上で、路線バスやコミュニティバスの再編、乗合タクシーの導入等の公共交通の確保・維持に向けた取組みに対する支援を行いつつ、地域にとっての最適解を見つけられるよう地域と一体となって努めている。また、地域に適した解決策の方向性指針となる地域公共交通活性化再生法に基づく「地域公共交通計画」策定を通じた支援や、「地域公共交通確保維持改善事業」補助制度を活用して、複数市町を結ぶ幹線バスや県内自治体のコミュニティバス・離島航路等に対する支援により、地域の公共交通活性化をバックアップしている。

#### (2) 観光振興

人口減少・少子高齢化が進む日本において、観光は国内の幅広い産業の需要と経済効果をもたらし、多くの雇用を創出することから、地域を活性化する原動力となり、「地方創生」や「成長戦略」の柱として大いに期待されている。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、観光産業は深刻な影響を受けたことから、雇用の維持と事業継続、感染拡大防止対策の徹底等への支援に取り組んでいる。観光需要の回復に努めるこの期間で、観光客の受け入れ基盤を整備し、旅行者の需要喚起に加え、訪日外国人旅行者の受け入れ再開に向け、取り組んでいる。また、観光による地方創生を実現するためには、訪日外国人を含めた旅行者のニーズを的確にとらえ、地域独自のコンテンツを充実させ、長期滞在やリピーターに繋げていくことが重要である。管内には、伝統文化・自然や食などの魅力的かつ上質な観光資源が豊富にあることから、これらの観光資源を磨き上げ、観光地域づくり法人（DMO）と連携して地域の特色を活かした魅力ある観光地域づくりを推進している。

### (3)バリアフリーの推進

地域における高齢者や障害者等が自立した日常生活や社会生活を確保するためには、利用する生活関連施設等のハード面におけるバリアフリー化とともに、国民一人ひとりが助け合いの気持ちを持つ環境づくり・ソフト面のバリアフリー化が不可欠である。

誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、改正バリアフリー法により市町村の努力義務として規定された「マスタープラン」及び「基本構想」の作成等について各自治体へ積極的な働きかけを行っている。また、公共交通事業者等におけるソフト対策の取り組み強化、「心のバリアフリー」の推進などの国民に向けた広報啓発に取り組んでいる。

### (4)環境保全の取組みの推進

警察庁・経済産業省・環境省・国土交通省の4省庁で設置された「エコドライブ普及連絡会」により、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量を減らすため、運転における心がけをまとめた『エコドライブ10』について、各種イベント等の機会を捉えて普及促進に取り組んでいる。

### (5)イベントの開催

令和3年度には、これからの社会を担う子供たちの地域の暮らしを支える乗り物（自動車・鉄道・船・飛行機など）に対する興味を引き出し、理解を深めるきっかけとなることを期待し、運輸関係団体との協力体制のもと、石川県内の小学生および未就学児を対象とした「乗り物の絵画コンクール」を開催した。



「乗り物の絵画コンクール」  
展示会場(石川県庁19F)

### (6)防災と危機管理

#### ①防災について

災害発生時における交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等を迅速に把握することで、必要な応急対策を講じるとともに、地方公共団体等に対して情報の提供や人員・支援物資輸送等の支援ニーズの把握を行い、円滑な復旧・復興に結び付けていくこととしている。

#### ②危機管理について

自然災害・事故・事件等発生時における乗客等の安全確保のための通報・連絡指示体制の整備を運送事業者へ周知している。

人流・物流など利用が集中する年末年始の期間（12月10日～1月10日）においては、輸送の安全等に対する意識の高揚を図るため、運送事業者への安全総点検を実施している。

#### (7)公共交通事故被害者等支援

国土交通省では、平成24年4月に「公共交通事故被害者支援室」を設置し、公共交通における事故が発生した場合の被害者等への情報提供等のための窓口機能及び被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能を担っており、当支局でも現地相談窓口として支援体制を敷いている。

また、平時より関係機関等との緊密なネットワーク構築や被害者支援に係る研修への参加など、充実した支援体制の構築を図っている。